

環境技術実証モデル事業(湖沼等水質浄化技術分野) における実証対象技術の募集について

1 趣旨

環境技術実証モデル事業(湖沼等水質浄化技術分野)について、平成18年度の実証対象技術を募集します。

2 募集の概要

本県が環境保全技術の実証機関として、湖沼等水質浄化技術分野における技術的な効果等を客観的に実証します。

(1) 募集技術

閉鎖性水域における、汚濁物質(有機物、栄養塩類)の除去、透視度の向上、底泥からの溶出抑制技術等のうち、特に栄養塩類の除去、または底層の環境を改善する技術

(2) 技術の要件

- ・開発中の技術ではなく、商業的に利用可能なもの
- ・生物学的処理、物理化学的処理、又はそれらを組合せたもの(ハイブリッド法)
- ・現場で直接適用可能なもの(底泥浚渫、浄化用水導入等、大規模な土木工事を要する技術は除く)
- ・公的資金(国費)による類似の実証等が行われていないこと

総合的な浄化技術のほか、特定の目的のみを対象とした技術を含みます。

(3) 受付期間

平成18年5月23日(火)から6月12日(月)まで

(4) 問合せ及び申請書提出先

広島県保健環境センター - 環境技術部 (TEL 082-255-7131 内線424)

(http://www.pref.hiroshima.jp/hec/bu_gijutu/jisyo/kosyou.html)

3 環境技術実証モデル事業について

(1) 事業の概要

既に適用可能な段階にある先進的な環境保全技術でも、客観的な評価がないことにより普及の進んでいない状況がみられます。

このため、環境省では、このような環境保全技術について、環境保全効果等を客観的に実証することにより、環境技術の普及を促進し、環境保全と環境産業の発展を促進することを目的としたモデル事業を、平成15年より実施しており、平成17年度事業に湖沼等水質浄化技術分野が追加されました。

本県(保健環境センター)は、昨年度に引き続き、愛媛県、大阪府、香川県及び埼玉県とともに実証機関として環境省から選定され、湖沼等水質浄化技術分野について、技術実証を実施します。

(2) 今後の予定

月 日	内 容
6月中旬	環境省の承認を得て、実証対象技術を選定
7月中旬	環境省の実証試験要領に基づき、実証試験計画を策定
7～11月	実証試験計画に基づき、実証試験を実施
3月	実証試験結果報告書を作成 環境省ホームページや本県の環境ホームページ等での報告書を公表

4 その他

この件については、環境省から別紙により同日付けで資料提供を実施しています。

環境省 環境技術実証モデル事業ホームページ (<http://etv-j.eic.or.jp/index.html>)